指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション運営規程

（事業の目的）

第１条　要介護状態にある者（以下、[要介護者]という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　長野病院が実施する指定通所リハビリテーションの従業者は、要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行なうことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

２　長野病院が実施する指定介護予防通所リハビリテーションの従業者は、要支援者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行なうことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

３　指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行なう。

４　指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第３条　この事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１　名称　　長野病院

２　所在地　　総社市金井戸１５０番地１

（営業日及び営業時間）

第４条　この事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

１　営業日　　月曜日～土曜日
　　但し、１２月３０日～１月３日を除く。

２　営業時間　　８時３０分～１７時３０分

３　サービス提供時間　９時４０分～１５時５０分

（実施主体）

第５条　この事業の実施主体は医療法人行堂会とする。

（従業者の勤務体制及び職務内容）

第６条　この事業所に勤務する従業者の勤務体制及び職務内容は次のとおりとする。

１　管理者　１名　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

２　従業者　医師　　常勤・専任　　１名以上
　　理学療法士若しくは作業療法士　１名以上
　　看護介護職員　　常勤・専任　　５名以上

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

（通常の事業の実施範囲）

第７条　この事業所の、通常の事業の実施範囲は次のとおりとする。

総社市　岡山市　倉敷市　吉備中央町　高梁市

（記録保存）
第８条　利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備するとともに、その完結の日から２年間保存する。又、診療録及びその他諸記録や資料については５年間保存する。

（非常災害対策）
第９条　消防法施行規則第３条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法８条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行なう。
１　防火教育及び基本訓練（消火、通報、避難及び救出の訓練）　年１回以上
２　利用者を含めた総合訓練　年１回以上
３　定期的な消火設備の整備点検等　消火器等設備点検年２回　総合点検年１回

（秘密保持）
第１０条　従業者は、利用者又はその家族から予め文書で同意を得ない限り、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この措置は退職後にあっても同様とする。この旨は従業者との雇用契約の中に記載し、徹底を図るものとする。

（苦情処理）
第１１条　管理者は、提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対処するため、担当者を定め、その解決に向けて調査等を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明し了解を得るものとする。

（損害賠償）
第１２条　事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故等が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なうものとする。
２　このため、事業所はこれに必要な損害賠償保険に加入する。

（サービスの内容）
第１３条　実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションは次のとおりとする。
①　６時間以上８時間に満たない通常規模の指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション
②　居宅と指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション間の送迎
③　指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションにおける入浴介助
④　指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションにおける特別入浴介助
２　指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションは、医学的管理のもとで要介護者に対する心身の機能回復のため、医師等の従業者が共同して作成した、リハビリテーション計画に基づき、下記（１）を目的とし、（２）の訓練等を行なう。

（１）　目的
①　ＡＤＬの低下防止
②　ＱＯＬの維持・向上
③　ねたきりの防止
④　社会性の維持・向上
⑤　精神状態の改善
⑥　その他、利用者の状態の改善
（２）　訓練等
①　治療用ゲーム、手工芸を使った趣味的訓練
②　日常生活動作に関する訓練
③　自助具適用・使用訓練
④　運動療法

⑤　物理療法
⑥　歩行訓練、基本的動作訓練

（利用料）
第１４条　利用料については次のとおりとする。
２　指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料金の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その１割の額とする。なお、平成２７年８月以降に提供した法定代理受領サービスである場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

３　第７条に規定した通常の事業の実施地域を超えて行なう指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに要した送迎費については、以下の金額を徴収する。
超えた部分について１kmにつき 20 円（端数切り上げ）
４　利用者の希望によって通常の単位時間を超えて行なうリハビリテーションの場合
（但し、単位内におけるリハビリテーションは、定員を超えない）
・１時間　　１，０００円
・２時間　　２，０００円
５　おむつ代　１枚につき　　１０２円
６　紙パット　　６２円
７　フラットタイプ　　２６円
８　食費　　５００円
９　マスク　　１０円
１０　利用者の希望によって上記 2～8 の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し、同意を得た上で、支払いを受ける。

（衛生管理及び従業者の健康管理等）
第１５条　事業所は、サービス提供に使用する備品を清潔に保持し、定期的に消毒を施す等常に衛生管理に十分留意するものとする。
２　事業所は、従業者に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めさせるとともに年1回以上の健康診断を実施するものとする。
３　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（サービス利用にあたっての留意事項）
第１６条　利用に際しては、サービス提供開始前にあらかじめ利用者及びその家族に運営規程及び契約書を提示して説明し、契約を締結すること。
２　利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取り、その指示に従う。

（指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員）
第１７条　指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は４０人とする。

（その他運営に関する留意事項）
第１８条　従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
①　認知症介護に係る基礎的な研修の機会を設ける。
②　従業者の資質の向上のために研修の機会を設ける。

２　会計区分については、このサービスの事業の会計とその他の会計を区分する。
３　事業者は、適切な通所リハビリテーション等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
４　この事業所の運営規程を事業所内の見やすい場所に掲示する。
５　この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、当該事業所の管理者と医療法人行堂会との協議に基づいて定めるものとする。

（虐待防止に関する事項）
第19条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（2）虐待の防止のための指針を整備する。
（3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）
第20条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション等の提供を継続的に実施し非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）
第21条　事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所リハビリテーション等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所リハビリテーション等の提供を行うよう努めるものとする。

付則　この規程は平成12年4月1日から施行する。

平成１３年４月　一部改定
平成１３年９月　一部改定
平成１４年７月　一部改定
平成１６年４月　一部改定
平成１７年９月　一部改定
平成１８年４月　一部改定
平成１８年５月　一部改定
平成２０年１２月　一部改定
平成２１年１２月　一部改定

平成２５年６月　　一部改定
平成２５年７月　　一部改定
平成２７年４月　　一部改定
令和２年１０月　　一部改定
令和３年４月　　一部改定
令和５年８月　　一部改定